

3 政令別表第1(4)項(百貨店、物品販売店舗等)

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計

イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4平方メートルで除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある道路及び公共性の強い通路部分

(オ) その他従業者だけが使用する部分

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

(ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店

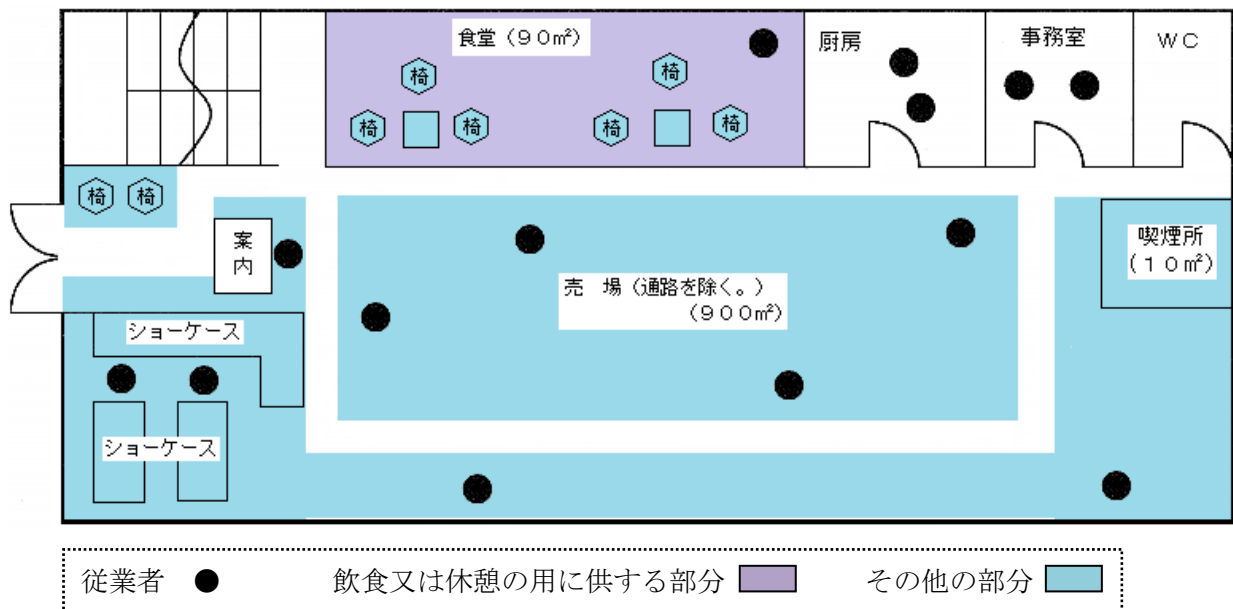
(イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分

(ウ) その他の飲食及び休憩の用に供する部分

ウ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

(2) 算定例

(4) 項：百貨店



ア 従業者 14人

イ 飲食又は休憩の用に供する部分の面積 $90 \text{ m}^2 + 10 \text{ m}^2 = 100 \text{ m}^2$

ウ その他の部分の面積 900 m^2

$$14(\text{人}) + (100(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2)) + (900(\text{m}^2) \div 4(\text{m}^2)) = 272$$

となり、収容人員は、272人となる。